

日液協第27～91号
平成28年2月2日

会 員 各 位

日本液化石油ガス協議会

液化石油ガス法施行規則等の一部改正に対する意見募集について
(お知らせ)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協議会の業務につき、多大なるご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、経産省のホームページに掲載されましたので、お知らせいたします。

本件は、認定販売事業者制度を有効活用するため、認定制度の裾野を広げ、「インセンティブ規制」を強化し、より利用しやすい制度とするため、省令告示等の改正を行うというものです。

詳細につきましては下記のホームページをご参照ください。

なお、本改正につきましてご意見がある場合は、同ホームページに掲載の意見募集要領に基づきご提出(平成28年2月27日締切)をいただくとともに、当協議会にも写しをご送付くださいますようお願いいたします。

改正の概要

- ・ 認定要件として、現行の「70%」に加え「50%」を設ける。
 - ・ 「50%」の特例は、緊急時対応の要件を40kmとする。
 - ・ 「70%」の特例は、現行の特例に加え、一定の燃焼器のCO中毒事故防止対策を講じた場合には更なる特例を強化する。
- 具体的には、①緊急時対応の緩和を60kmとする、②点検・調査頻度を5年に1回以上に緩和するなど。

今後のスケジュール

交付日：平成28年3月中（予定）、施行日：平成28年4月1日（予定）

* 詳細は下記ホームページ内の「改正の概要」等をご覧ください。

記

○経産省ホームページ掲載アドレス

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595116010&Mode=0>

以 上

(発信手段：Eメール)

(担当者：飯田・岩田)